



かんちゃん

第78号

発行
令和5年9月15日

東京局間連会報

発行者／東京国税局間税会連合会
会長 片岡直公
事務局／〒103-0007
東京都中央区日本橋浜町1-1-1
日本橋村松ビル5F
TEL (03) 5829-3901
FAX (03) 5829-3902
印刷／株式会社 総北海



しょうちゃん



東京局間連第50回通常総会

〔目次〕

就任のあいさつ…………… 2	
(国税局課税第二部長)	
第50回通常総会について…………… 3	
組織増強功労者表彰…………… 3	
顕著な功績による功労者表彰	
第45回青年部及び第42回女性部通常総会…………… 4	
発行協賛者一覧	
間税会組織状況…………… 5～6	

アンケート集計結果報告…………… 7～8
税制及び執行並びに歳出に関する意見要望… 9～11
「税の標語」の表彰等について …… 12～13
東京局間連の主な動き……………13
青年部・女性部インタビュー……………14
局間連役員名簿……………15
局間連傘下間税会役員名簿……………16

消費税 活かすみんなの 間税会



<https://www.kanzeikai.jp/tokyo/>

就任のあいさつ



東京国税局
課税第二部長

漢 昭 弘

初秋の候、東京国税局間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対し、深い御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この7月の異動で、東京国税局課税第二部長を拝命いたしました漢でございます。

異動前は、札幌国税局課税部長を務めておりました。また、令和元年には消費税課長として皆様方には大変お世話になりました。

本年で創立50周年を迎えられた貴連合会の皆様には、常に全国間税会総連合会の中核として、「消費税等に関するアンケート調査」を通じた税制・執行に関する提言をはじめ、「世界の消費税164カ国」クリアファイルの配布による広報活動、「税の標語」の募集と入選作品の表彰、租税教室の開催協力・支援といった租税教育活動の推進など、消費税をはじめとする税知識の普及と納税道義の高揚を図るための各種事業に多大なる御尽力をいただき、心より御礼を申し上げます。

特に、国税庁の後援事業である「税の標語」の募集事業につきましては、間税会の皆様の御努力により令和4年度の応募件数が昨年を大きく上回る19万5千点を超え、全国の応募総数の半数程度を占めております。

これも、長年にわたり皆様が熱心に租税教育や募集活動に取り組まれた結果であると考えております。

50年という半世紀にもわたり、このような様々な活動を継続されてきたことは、誠に尊いものと感じており、片岡会長をはじめとする歴代の役員、会員の皆様、事務局の方々の御努力に深く敬意を表する次第であります。

この10月に実施されます適格請求書等保存方式

(インボイス制度)につきましては、これまでも、貴連合会の皆様に制度の周知・広報につき、多大な御尽力をいただいております。誠にありがとうございます。

国税当局といたしましては、事業者の皆様には制度開始を円滑に迎えていただけるよう、特に免税事業者はじめ登録について悩んでおられる事業者の方々に対して、登録要否相談会などきめ細かな対応に努めているところです。引き続き、周知・広報に取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をいただきますよう、改めてお願い申し上げます。

ところで、国税庁では「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)」をさらに前に進めていくため、一昨年に公表した「税務行政の将来像2.0」をブラッシュアップした「税務行政の将来像2023」を本年6月に公表いたしました。

従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた3つの柱に基づいて施策を進めていく方針です。

私どもといたしましては、皆様の活動がより一層充実したものとなるよう、間税会の活動に有益な情報の提供や、説明会への講師の派遣、「税の標語」の募集活動への支援など、できる限りの対応をさせていただきますので、今後とも、税務行政に対しまして一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴連合会及び傘下の各連合会・単位会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

●東京国税局幹部職員名簿

(令和5年7月10日現在)

局 長	富 山 一 成
総 務 部 長	寺 崎 瑞 枝
総 務 部 次 長	森 本 健 夫
総 務 課 長	加 々 美 幸 和
課 税 第 二 部 長	漢 昭 弘
課 税 第 二 部 次 長	伴 充
酒 類 監 理 官	齋 藤 隆 夫
法 人 課 税 課 長	馬 場 光 徳
消 費 税 課 長	濱 田 正 義
酒 税 課 長	堀 内 誠 一 郎
消費税課課長補佐	高 木 智 浩
消費税課課長補佐	橋 場 良 江
消費税課課長補佐	八 木 ケ 谷 繁
消費税課課長補佐	朝 倉 一 博

消費税課実務指導専門官	元 嶋 邦 雄
消費税課国際税務専門官	石 川 綾
消費税課審理専門官	浜 田 さ ゆ り
消 費 税 課 主 査	上 田 都
消 費 税 課 主 査	菊 地 健
消費税課連絡調整官	樋 口 浩 介
消費税課総務係長	岸 岡 正 登
消費税第2係長	矢 野 真 人
消費税第3係長	野 村 和 子
軽減税率・インボイス制度係長	野 間 裕 介
諸 税 第 1 係 長	熨 斗 香 菜 子
諸 税 第 3 係 長	小 島 愛 大
諸 税 第 4 係 長	今 村 優 介

第50回 通常総会・創立50周年記念式典開催される

東京局間連第50回通常総会・創立50周年記念式典は、去る6月20日（火）午後2時40分から、東京プリンスホテルで開催されました。総会は平和明副会長の司会の下に、片岡直公会長の挨拶の後、関口副会長を議長に選出して議事に入りました。議事では

第1号議案 令和4年度事業報告の承認を求める件

第4号議案 令和5年度収支予算(案)の承認を求める件

第2号議案 令和4年度決算報告の承認を求める件

第5号議案 役員改選の件

第3号議案 令和5年度事業計画(案)の承認を求める件

が提案され、審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり承認されました。

その後の創立50周年記念式典は、加藤憲一副会長の司会の下に、創立50周年記念功労者表彰が挙行され、5間税会及び88名の会員が栄えある受彰となりました。

また、記念式典終了後には、立食方式による祝賀会も開催されました。



組織増強功労者表彰

組織増強功労者表彰には、団体功労者と個人功労者の2つの表彰区分があります。

団体功労者は、令和4年度中に30名以上の会員増を実現した間税会及び年度当初の会員数に対し、年度中に15%以上の会員増を実現した間税会です。

個人功労者は、この1年間におおむね10名以上の新規会員の加入を実現した方々です。



団体功労者

(東京都間税会連合会)

芝 間税会 殿
麻 布 間税会 殿
上 野 間税会 殿
北 沢 間税会 殿

練馬東 間税会 殿
日 野 間税会 殿
東村山 間税会 殿
武蔵野 間税会 殿

(千葉県間税会連合会)

東 金 間税会 殿

個人功労者

(東京都間税会連合会)

木澤 春樹 殿 (芝 間税会)
 松田 宗久 殿 (上野 間税会)
 關口 雅章 殿 (北沢 間税会)
 峯岸 芳幸 殿 (練馬東 間税会)
 鈴木 美津恵 殿 (練馬西 間税会)
 城北信用金庫 殿 (荒川 間税会)

大野 福次 殿 (荒川 間税会)
 名取 三貴子 殿 (東村山 間税会)
 浅野 祐子 殿 (武蔵野 間税会)

(神奈川県間税会連合会)

齋藤 ミサ子 殿 (保土ヶ谷間税会)
 村上 進 殿 (藤沢 間税会)
 田之上 智津子 殿 (大和 間税会)

(千葉県間税会連合会)

内山 弘通 殿 (東金 間税会)

顕著な功績による功労者表彰

顕著な功績による功労者表彰は、間税会を世に広くアピールし、間税会の存在感を高めるなど、特に顕著な功績のあった間税会（その間税会において中心となって活動した者）を表彰することとしている。

(東京都間税会連合会)

小石川 間税会 渡邊美代子 殿
 練馬東 間税会 殿
 練馬西 間税会 小澤 英雄 殿
 江戸川南 間税会 田中 龍介 殿
 江東西 間税会 角田 雅道 殿

立川 間税会 小幡 昭子 殿
 立川 間税会 鳴島 幸子 殿
 立川 間税会 中山 誠 殿

(神奈川県間税会連合会)

保土ヶ谷 間税会 殿

第45回青年部通常総会及び第42回女性部通常総会

第45回青年部通常総会及び第42回女性部通常総会は、去る6月20日(火)港区芝公園・東京プリンスホテルにおいて、東京局間連第50回通常総会に先立って開催され、提出議案はすべて原案どおり承認されました。



本号の発刊に当たって、次の役員の方々に協賛していただきました。(敬称略)

会長 片岡 直公
 副会長 關口 雅章
 副会長 片岡 由文
 副会長 河村 守康
 副会長 沼生 智
 副会長 栗原 正雄
 副会長 平 和明
 副会長 加藤 憲一
 副会長 竹林 克夫

副会長 藤本 秀明
 副会長 上原 勇七
 常務理事 大西 晴之
 常務理事 龜山 実
 常務理事 藤崎 幸雄
 常務理事 小泉 克雄
 常務理事 千脇 広久
 常務理事 井口 一与
 常務理事 内山 弘通

常務理事 小山 正武
 常務理事 渡辺 昭夫
 常務理事 小能 大介
 常務理事 萩原 利光
 常務理事 関根金一郎
 常務理事 大塚 繁夫
 常務理事 片桐 俊一

ご協賛ありがとうございました。

間税会組織状況

1 間税会会員数の現状

令和5年4月1日現在の全国の会員数（組織形態が異なる大阪局間連を除きます。）は83,870名で、前年同期の会員数83,971名に対し101名の減少となっています。

東京局間連の会員数は別表1のように19,155名で、前年同期の18,833名に対し322名の増加となっています。

2 最近5年間の会員数の推移

全間連及び東京局間連では、平成26年4月以降、「会員増強」を最重点施策の1つとし数値目標を設定するなどして、会員増強に努めてきました。

しかしながら、別表2のとおり、コロナ禍前の令和2年4月1日現在までは、横ばい状況で維持、推移してきましたが、その後、令和2年10月からの新型コロナウイルス感染症の爆発的な増加の影響から、令和3年4月1日及び令和4年4月1日現在の会員数は2年連続で約800名弱から700名の減少となり、減少に歯止めがかからない状況でした。

この状況の中、全間連は令和5年の創立50周年に向けた会員数の増強施策を新たに策定し、前年の会員数に対し20%増の数値目標を掲げたことから、東京局間連としては、その達成に向け取り組んできました。その結果、都・県間連及び各単会の奮闘により、会員数が19,155名と前年18,833名から322名の増加となりました。

3 会員数階層別間税会

令和5年4月1日現在の東京局間連の会員数階層別の間税会は、別表3のとおりです。

84間税会の平均会員数は、224名、また、一番少ないのは神奈川県間連の170名となっています。

都間連・県間連別会員数

別表1

(単位：名)

区 分	5.4.1	4.4.1	前年対比
東 京	10,885	10,522	363
神 奈 川	3,010	3,065	△ 55
千 葉	3,691	3,673	18
山 梨	1,569	1,573	△ 4
計	19,155	18,833	322

最近5年間の会員数の推移

別表2 (数値目標年)

(単位：名)

区分	29.4.1	31.4.1	2.4.1	3.4.1	4.4.1	5.4.1
会員数	20,428	20,320	20,327	19,548	18,833	19,155
前年度比	429	△ 411	7	△ 779	△ 715	322
H29年対比		△ 411	△101	△880	△1,595	△1,273

84間税会を会員数の階層で見ますと、300名以上は21間税会、300名未満は63間税会となっています。

4 間税会の会員数の現状と推移

84間税会の会員数の現状と過去5年間の推移は、別表4のとおりです。(会員数の多い順に並べています。)

武蔵野が1,718名でトップ、以下佐原672名、大月583名、荒川520名、東金486名がベスト5となっています。

全国で会員数480名以上の会は33間税会あります。

その中で東京局間連の武蔵野が全国1位であり、佐原18位、大月26位、荒川27位、東金31位となっています。

会員数階層別間税会

別表3

会員数	間税会平均 会 員 数	100 未満	100 以上～	200 以上～	300 以上～	400 以上～	500 以上～	600 以上～	700 以上～	計
東 京	(242) 219	(9) 9	(21) 20	(8) 8	(7) 7	(1) 2	(1) 1		(1) 1	(48) 48
神 奈 川	(183) 170	(5) 4	(7) 8	(4) 4	(2) 2					(18) 18
千 葉	(269) 262	(2) 2	(5) 5	(2) 2	(1) 1	(3) 3		(1) 1		(14) 14
山 梨	(408) 393		(1) 1		(1) 1	(1) 1	(1) 1			(4) 4
計	(242) 224	(16) 15	(34) 34	(14) 14	(11) 11	(5) 6	(2) 2	(1) 1	(1) 1	(84) 84
構 成 割 合	%	(19.0) 17.9	(40.5) 40.5	(16.6) 16.6	(13.1) 13.1	(6.0) 7.1	(2.4) 2.4	(1.2) 1.2	(1.2) 1.2	(100.0) 100.0

注. () 書は、前年度計数

東京局間連の組織状況等

別表 4 会員数の現状と推移

	単会名	5 年	4 年	3 年	2 年	31年
47	武蔵野	1,718	1,621	1,718	1,829	1,819
75	佐原	672	675	678	677	615
82	大月	583	582	584	607	560
31	荒川	520	500	505	533	523
77	東金	486	444	481	443	411
74	船橋	468	499	515	532	552
5	芝	450	349	351	358	339
73	市川	435	420	423	423	400
83	山梨	432	436	440	453	450
36	葛飾	425	427	436	429	357
81	甲府	397	394	399	408	406
65	相模原	392	392	402	413	417
32	足立	379	362	364	403	339
20	渋谷	365	360	372	385	380
38	江戸川南	365	376	370	374	374
11	品川	359	387	387	400	375
17	北沢	344	304	311	386	392
49	横浜中	330	347	368	372	361
28	練馬西	326	313	332	354	384
6	麻布	311	260	266	274	272
71	松戸	308	302	324	327	310
18	玉川	292	294	306	317	315
45	立川	287	278	276	300	302
70	成田	282	284	297	306	301
25	荻窪	273	274	270	270	278
57	川崎北	273	280	295	294	386
67	千葉東	261	265	266	267	260
50	横浜南	245	244	261	264	375
33	西新井	234	235	242	255	269
4	京橋	226	229	228	242	253
64	大和	224	212	221	240	247
27	練馬東	216	178	175	192	209
43	日野	210	179	195	210	190
3	日本橋	209	220	222	225	236
54	緑	206	208	219	220	222
23	中野	196	201	205	205	240
37	江戸川北	193	194	198	201	206
51	保土ヶ谷	193	192	210	219	244
46	東村山	186	139	155	164	164
26	板橋	181	189	244	260	272
41	青梅	168	154	160	170	165
53	神奈川・港北	165	165	166	172	170
58	川崎西	164	180	184	195	180

	単会名	5 年	4 年	3 年	2 年	31年
84	鰯沢	157	161	169	162	146
52	戸塚	155	164	176	176	177
34	本所	152	159	158	188	195
68	千葉西	148	148	155	160	150
22	新宿	144	147	153	152	157
10	浅草	142	142	139	139	139
30	王子	141	142	145	158	158
78	茂原	140	139	149	150	162
9	上野	135	102	105	110	99
7	小石川	129	131	132	139	135
80	館山	126	133	99	103	106
21	四谷	121	122	121	121	120
48	武蔵府中	121	135	163	167	178
14	雪谷	120	127	132	143	146
44	町田	116	104	107	108	103
35	向島	115	119	128	135	142
2	神田	113	113	118	120	123
56	川崎南	110	113	117	125	128
13	大森	109	104	112	110	115
72	柏	108	106	105	106	108
59	横須賀	105	109	117	123	150
69	千葉南	105	105	115	120	117
55	鶴見	103	105	107	109	110
24	杉並	102	106	113	113	114
29	豊島	102	105	111	109	100
61	藤沢	102	97	100	103	101
76	銚子	98	99	100	103	103
15	蒲田	93	99	108	113	125
8	本郷	88	89	88	88	88
12	荏原	87	88	95	100	99
39	江東西	82	85	172	173	162
60	鎌倉	72	76	78	77	77
66	小田原	71	76	80	87	84
63	厚木	62	67	67	70	68
40	江東東	61	63	63	65	65
16	世田谷	60	53	59	107	109
79	木更津	54	54	54	55	70
19	目黒	41	44	48	44	47
1	麹町	39	48	48	58	53
42	八王子	39	72	82	129	129
62	平塚	38	38	39	41	42
	合 計	19,155	18,833	19,548	20,327	20,320

5 会員数増加ランキング

会員数増加ランキングは、別表 5 とおりです。

東京局間連は、創立50周年の節目の年に、粘り強く増強に取り組み、前年から322名の増員となりました。前年度から会員数が増加したのは、28間税会（前年10間税会）、会員数が変わらないのは8間税会（前年6間税会）、減少したのは48間税会（前年68間税会）という結果となり、局間連挙げての努力が実りました。

会員数増加ランキング

別表 5

順位	間税会	増加数(人)	前年度比
1	芝	101	129%
2	武蔵野	97	106%
3	麻布	51	120%
4	東村山	47	134%
5	東金	42	110%
6	北沢	40	113%

令和5年度「消費税等に関するアンケート調査」結果について

5.6.26（月）東京局間連 税制委員会

本年4月1日を調査日として実施した令和5年度「消費税等に関するアンケート調査」の東京局間連関係の集計結果は、次のとおりである。

なお、アンケート調査の目的及び全国を集計結果につきましては、全間連会報第158号（令和5年9月15日発行）を参照してください。

1 回答率

アンケート用紙の配付枚数3,370枚に対して回答数は2,010枚であり、その回答率は59.6%であった（別紙1参照）。

これは、前年度の回答数及び回答率ともに、概ね同じ結果であった。

2 回答内容の概要

質問事項別の回答内容の概要は、次のとおりである（別紙2参照）。

(1) インボイス制度導入への準備状況等に関すること

この調査項目は、昨年度も実施しており、インボイス制度導入に伴う準備状況の進捗状況を把握するために実施したものである。その結果

- ・「①の登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は進行中である」と回答した者は前回調査より26.8%増加し、50.3%と最も多かった。また、
- ・「②の登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない」と回答した者も前回調査より10.1%増加し、23.6%を占めた。

これにより、登録申請書を提出し導入準備に入った者は73.9%を占め、前回調査の37.0%の2倍に増加しており、準備状況が進んでいることが分かった。

なお、この傾向を全国レベルで見ると、73.5%の方々が登録申請書を提出し導入準備に入っており、東京と同様の傾向を示している。

別紙1

アンケート調査回答率

区分	令和5年度			令和4年度		
	配布数	回答数	回答率	配布数	回答数	回答率
東京	枚 1,850	枚 1,273	% 68.8	枚 1,880	枚 1,247	% 66.3
神奈川	540	154	28.5	540	206	38.1
千葉	645	490	76.0	640	468	73.1
山梨	275	86	31.3	270	101	37.4
業種	60	7	11.7	60	9	15.0
計	3,370	2,010	59.6	3,390	2,031	59.9

(2) インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方

この調査項目は、本年10月から導入される消費税のインボイス制度の円滑な実施を図る観点から、令和5年度税制改正において措置された、インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減措置などを内容とする「インボイス制度導入に伴う納税環境整備」に関して、会員の皆様の評価・見方を把握するために実施したものである。その結果

- ・「①の評価する/17.1%」と「②のどちらかと言えば評価する/27.3%」を合わせると、44.4%の方々が評価すると回答している。
- ・他方「③の評価しない/23.2%」と「④のどちらかと言えば評価しない/12.0%」を合わせると、35.2%の方々が評価しないと回答しており、評価が二分していることが分かる。

なお、この結果を事業者と消費者に分けて分析すると、

- ・事業者は「②のどちらかと言えば評価する/29.8%」と「③の評価しない/23.6%」が均衡しているのに対して、
- ・消費者は「⑤のどちらとも言えない」と回答した方々が29.6%と最も多く、次いで「①の評価する」が20.8%を占めた。

今回の調査項目は、アンケートに回答された方々が、消費税の課税事業者であるか否か、事業の業態、更には消費税に対する考え方等によって異なるものであり、その意味では、今回のアンケート調査結果は当然の結果とも言えると思料される。

別紙 2

令和 5 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（東京局間連）

	東京計	中央	城南	城西	城東	西東京	都連	神奈川	千葉	山梨	東京業種
1 インボイス制度導入への準備状況等に関すること	2,010	210	276	157	314	316	1,273	154	490	86	7
①登録申請書を提出するほか、導入準備作業（請求書等の発行、経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業）は進行中である。	50.3% 1,011	67.1% 141	51.1% 141	45.2% 71	56.1% 176	34.2% 108	50.0% 637	64.3% 99	45.1% 221	55.8% 48	85.7% 6
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。	23.6% 474	20.5% 43	25.7% 71	23.6% 37	22.9% 72	14.9% 47	21.2% 270	17.5% 27	31.6% 155	24.4% 21	14.3% 1
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない。（登録申請する必要がある場合も含む。）	15.6% 313	4.8% 10	19.6% 54	15.9% 25	12.7% 40	21.2% 67	15.4% 196	15.6% 24	15.9% 78	17.4% 15	0.0% 0
④その他	10.0% 202	7.1% 15	3.6% 10	15.3% 24	8.0% 25	27.8% 88	12.7% 162	2.6% 4	6.9% 34	2.3% 2	0.0% 0
⑤無回答	0.5% 10	0.5% 1	0.0% 0	0.0% 0	0.3% 1	1.9% 6	0.6% 8	0.0% 0	0.4% 2	0.0% 0	0.0% 0
2 インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方	2,010	210	276	157	314	316	1,273	154	490	86	7
①評価する。	17.1% 343	21.9% 46	23.2% 64	20.4% 32	14.6% 46	22.2% 70	20.3% 258	13.6% 21	10.4% 51	14.0% 12	14.3% 1
②どちらかと言えば評価する。	27.3% 548	28.6% 60	27.5% 76	29.9% 47	29.9% 94	25.9% 82	28.2% 359	24.0% 37	26.1% 128	25.6% 22	28.6% 2
③評価しない。	23.2% 467	15.7% 33	17.4% 48	12.7% 20	17.5% 55	18.4% 58	16.8% 214	35.1% 54	37.1% 182	16.3% 14	42.9% 3
④どちらかと言えば評価しない。	12.0% 241	14.8% 31	11.2% 31	12.7% 20	9.6% 30	8.5% 27	10.9% 139	9.7% 15	13.9% 68	22.1% 19	0.0% 0
⑤どちらとも言えない。	18.5% 371	18.1% 38	18.8% 52	17.8% 28	26.4% 83	22.2% 70	21.3% 271	14.3% 22	11.8% 58	22.1% 19	14.3% 1
⑥その他	1.0% 20	0.5% 1	1.4% 4	1.9% 3	1.0% 3	1.9% 6	1.3% 17	0.6% 1	0.4% 2	0.0% 0	0.0% 0
⑦無回答	1.0% 20	0.5% 1	0.4% 1	4.5% 7	1.0% 3	0.9% 3	1.2% 15	2.6% 4	0.2% 1	0.0% 0	0.0% 0

別紙 2

令和 5 年度「消費税等に関するアンケート調査」集計表（東京局間連業種別）

1	インボイス制度導入への準備状況等に関すること	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
		2,010	1,387	577	46	223	155	329	224	62	77	18	130	232	344	152	64	1,635	216	159
①登録申請書を提出するほか、導入準備作業（請求書等の発行・経理・受発注等のシステムの入替・改修等の作業）は進行中である。		50.3%	55.2%	39.2%	43.5%	67.3%	65.2%	54.4%	48.7%	62.9%	26.0%	11.1%	32.3%	50.0%	50.3%	40.8%	28.1%	55.2%	12.0%	52.2%
		1,011	765	226	20	150	101	179	109	39	20	2	42	116	173	62	18	902	26	83
②登録申請書は提出したが、それ以外の「導入準備作業」は殆ど行っていない。		23.6%	23.4%	23.9%	26.1%	23.3%	28.4%	19.5%	35.3%	22.6%	35.1%	38.9%	23.1%	30.2%	20.6%	6.6%	9.4%	26.6%	4.2%	18.9%
		474	324	138	12	52	44	64	79	14	27	7	30	70	71	10	6	435	9	30
③登録申請書の提出を含め「導入準備作業」は、特に何もしていない。（登録申請する必要がない場合も含む。）		15.6%	14.4%	17.9%	21.7%	4.0%	4.5%	15.5%	9.8%	8.1%	35.1%	50.0%	28.5%	12.9%	18.6%	21.1%	31.3%	13.9%	28.2%	15.7%
		313	200	103	10	9	7	51	22	5	27	9	37	30	64	32	20	227	61	25
④その他		10.0%	6.6%	18.5%	6.5%	4.9%	1.9%	10.6%	6.3%	6.5%	3.9%	0.0%	15.4%	5.2%	9.6%	31.6%	29.7%	4.0%	54.2%	12.6%
		202	92	107	3	11	3	35	14	4	3	0	20	12	33	48	19	65	117	20
⑤無回答		0.5%	0.4%	0.5%	2.2%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	1.7%	0.9%	0.0%	1.6%	0.4%	1.4%	0.6%
		10	6	3	1	1	0	0	0	0	0	0	1	4	3	0	1	6	3	1
2	インボイス制度導入に伴う納税環境整備に関する評価・見方	合計	男	女	無回答	製造	卸売	小売	建設	運輸通信	料理飲食	農林水産	金融保険	不動産	サービス業	その他	無回答	事業者	消費者	無回答
		2,010	1,387	577	46	223	155	329	224	62	77	18	130	232	344	152	64	1,635	216	159
①評価する。		17.1%	18.0%	15.1%	13.0%	13.9%	12.9%	20.7%	19.2%	16.1%	5.2%	5.6%	22.3%	13.8%	19.5%	19.7%	12.5%	16.9%	20.8%	13.2%
		343	250	87	6	31	20	68	43	10	4	1	29	32	67	30	8	277	45	21
②どちらかと言えば評価する。		27.3%	29.1%	22.9%	26.1%	29.6%	28.4%	21.3%	32.1%	33.9%	24.7%	16.7%	28.5%	29.3%	28.2%	23.7%	23.4%	29.8%	14.8%	17.6%
		548	404	132	12	66	44	70	72	21	19	3	37	68	97	36	15	488	32	28
③評価しない。		23.2%	24.7%	19.8%	21.7%	20.2%	32.3%	31.9%	20.5%	19.4%	33.8%	55.6%	13.1%	21.1%	19.8%	19.7%	14.1%	23.6%	15.3%	30.2%
		467	343	114	10	45	50	105	46	12	26	10	17	49	68	30	9	386	33	48
④どちらかと言えば評価しない。		12.0%	11.2%	14.0%	8.7%	12.6%	11.0%	10.3%	12.1%	17.7%	27.3%	5.6%	12.3%	12.9%	11.0%	10.5%	3.1%	11.9%	14.8%	8.8%
		241	156	81	4	28	17	34	27	11	21	1	16	30	38	16	2	195	32	14
⑤どちらとも言えない。		18.5%	15.4%	25.1%	28.3%	23.3%	13.5%	14.9%	14.3%	11.3%	9.1%	16.7%	23.8%	20.7%	19.5%	19.1%	39.1%	16.5%	29.6%	23.3%
		371	213	145	13	52	21	49	32	7	7	3	31	48	67	29	25	270	64	37
⑥その他		1.0%	0.8%	1.6%	0.0%	0.0%	0.6%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.9%	3.9%	7.8%	0.6%	2.3%	3.1%
		20	11	9	0	0	1	1	1	0	0	0	0	3	3	6	5	10	5	5
⑦無回答		1.0%	0.7%	1.6%	2.2%	0.4%	1.3%	0.6%	1.3%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	1.2%	3.3%	0.0%	0.6%	2.3%	3.8%
		20	10	9	1	1	2	2	3	1	0	0	0	2	4	5	0	9	5	6

●税制及び執行並びに歳出に関する意見要望●

全間連では、毎年、税制当局に対し、「税制及び執行に関する要望書（間接税関係）」を提出しています。
本年も、税制委員会（6月30日開催）及び常任理事会（7月25日開催）で、令和6年度税制改正に向けての要望書の取りまとめが行われました。

全間連のこの要望書に、東京局間連の意見・要望も反映させるため、東京局間連では、本年も傘下間税会から5月中旬までに意見・要望を提出していただき、税制委員会（6月26日開催）に報告しました。

税制委員会では、これらの意見・要望も参考にして、東京局間連としての意見・要望を取りまとめ、全間連に提出いたしました。

全間連の税制及び執行に関する要望書の基礎になるのは、会員の皆様の意見・要望ですので、当局間連では、今後とも、多くの会から意見・要望を提起していただくことを期待しています。

なお、令和6年度における全間連の要望書につきましては、9月15日発行の全間連会報第158号に、その全文が掲載されています。

税制及び執行並びに歳出に関する意見要望（令和6年度版）

5. 6. 26（月）東京局間連 税制委員会

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
（ 歳 出 ） 1 財政全般	・ 社会保障の3大支出である「年金」「医療」「福祉」は年々増加の一途を辿り、財政赤字の根源となっており、かたや少子高齢化、人口減少で収入が減少する中、支出は増加し続けているため、社会保障費への収支バランスが崩れている。このままでは社会保障の堅持が危ぶまれ、社会保障費の伸びの圧縮に主眼を向けた抜本的な改革が必要である（大月）。 ・ 国債などの残高を合計した国の借金が過去最高を7年連続で更新し、2022年度末で1,270兆円に達し、前年度末から29兆円増加した。新型コロナウイルス対策や物価高に対応するための大規模な補正予算などで国債発行額が増えて全体を押し上げた格好となっている（大月）。 ・ 政府は25年度に基礎的財政収支を黒字化する目標を掲げ、目標の達成に向けて、歳出・歳入両面の改革を着実に推進すると表明している。しかしながら、実現可能とは思われない25年度の黒字化目標を形式的に堅持するのではなく、より現実的な目標に修正した上で、それを達成するためにより具体的な歳出・歳入両面の改革を明示すべきであると考え（大月）。 ・ 目標は相変わらず高い経済成長率による税収増を前提としたものとなっているため、国や地方においても自ら身を削る行政改革による歳出削減に真摯に取り組むと同時に、安定的かつ持続可能な成長を前提としていくことが最も重要であると考え。具体的には ① 地方議員も含め全ての議員定数及び議員報酬、並びに政党助成金の一層の削減を求める。 ② 公務員の人員及び人件費の抑制を推し進め、地方公務員の給与は地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである（大月）。 ・ 次の理由から、増税が懸念される（木更津）。 ① ロシアによるウクライナ侵攻に伴い、武器を持つことは必要不可欠の意識が高まり、来期の予算は莫大な軍事予算が計上された。 ② その原資となるお金を国民に負担して貰う。これは大変な増税になると思われ、とても不安である。 ③ また、人口減少をくい止めるために各種手当を子供に出資するようであるが、この財源も考えられず、結局、国民に負担させる様子である。 ④ 心地良い言葉で施策を造り、財源は後で考えるのは詐欺にあうようで、何か不信が禁じ得ない。	（ 税 制 ） 1 税制一般 (1) 事業承継税制	・ 次の理由から、事業承継税制の恒久化が必要である（荒川）。 ① 事業承継税制（特例措置）は、中小企業の円滑な事業承継のため有効であるが、時限措置なので自社の事業承継時期と合わないこともあり、2027年12月以降の恒久化が必要不可欠である。 ② 一方で「書類作成に係る事務負担が大きい」「後継者要件等が厳し過ぎる」「書類提出の不備等で納税猶予が取り消される可能性がある」といった問題点もあり、これらの不備を改善しつつ、恒久的制度とすべきである。 ・ 事業承継税制について、欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が必要である。（甲府）。
		2 消費税に関する事項 (1) 軽減税率制度	・ 事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である「軽減税率制度」は、中止すべきである（江戸川南）。
		(2) インボイス制度	・ 次の理由から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止又は延期すべきである（荒川）。 ① 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されれば、インボイス制度後も「免税事業者」のままでいると適格請求書を発行できないため、取引先が仕入税額控除を受けられないことから、取引内容の見直し、契約の解消の可能性がある。それを避けるために「適格請求書発行事業者」になると、今まで免除されていた消費税の納税が義務付けられ、実質的に税法上認められている免税事業者制度が機能しないこととなる。 ② 適格請求書等保存方式に切り替えるためには、適格請求書とそれ以外の請求書で必要な処理が異なるため、課税事業者はそれぞれに適した処理・保管をしなければならない。また、適格請求書の発行や納税額計算のために、システムの改修又は新たなシステムの導入が必要となる場合があり、システム改修や導入コストも事業者にとって負担が大きいため、制度の廃止若しくは施行を延期すべきである。 ・ 次の理由等から、インボイス制度の説明会や勉強会が少ないのではないかと（江戸川北）。

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
	①消費税の税収のアップは分かる。しかし、現場レベル（企業側が制度として）では受入れが大変厳しい。 ・従来の免税事業者が登録しなければならない（下請けとして取引の継続をしないとけない） ・売上高から免税事業者であったが、課税事業者への移行は難しい。 ②我が国の経済は、小企業と家庭内職で成り立っている。 ③新しく制度をスタートさせるには、トライ&エラー或いはビルト&スクラップの積み重ねで制度や仕組みが改善される。従って、1年目、2年目と徐々によくなることは想定しますが、説明会、勉強会が少ないのではないかと。 ・事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である「インボイス制度」は、中止すべきである（江戸川南）。 ・次の理由から、消費税執行説明会の実施内容の再検討を望む（東村山）。 ①現在の説明会等では、法律に沿った説明をかくために実施しているため、なかなか理解され難い状況にある。 ②今でも敢えて、基本的な質問、例えば「インボイス制度に対して会社は何をするのか」「適格請求書が届いたら何をするのか」「そもそもインボイスとは何か」といったことなどである。 ③もっと端的に「公給領収書と同じで、それでなければ消費税の計算に使えない。それが「適格請求書、インボイス」のことである。だから、国から番号を取得しないと使えない」と言えば馴染み易い。 ④売上消費税額の2割の負担軽減措置特例を受ける事業者は、基本的に、免税事業者・経理処理は税込処理である。とすれば、負担する「2割の消費税」は、決算上、費用・損金となるから、持ち出しはあるが、負担感は和らぐ、との説明も加味すべきではないか。 ・次の理由から、インボイス制度の導入に伴い、免税事業者への様々な支援措置が決定されており、概ね評価できる（武蔵野）。 ①テレワークの普及、終身雇用の崩壊、転職の増加、兼業の増加など若い世代を中心にして個人事業主の増加が想定される。 ②間税会が実施したアンケートに添付された「財務省作成の小規模事業者向けの支援措置」を一読したが内容は評価できる。 ③特に令和8年までは課税事業者に移行した場合の特例として税負担を2割とする措置は免税事業者にとって選択肢が増えた点で評価できる。 ④従来どおり免税事業者でいるのか、課税事業者に移行し特例の2割納付とするのか、簡易課税の負担とするのか、実額計算の負担とするのかは、事業の実態、取引先との関係などに即して事業者が判断することが重要となる。 ⑤少し複雑な仕組みとなるので、今後は円滑な導入に向け各種媒体、団体口コミを通じて、事業者、特に個人事業主への啓蒙活動、アドバイスを継続して実施する必要がある。 ⑥令和8年までの時限措置は、時限措置とした理由が分からない。取引先を拡大したいと考える免税事業者の課税事業者への移行を継続的に促すために、売上げ1,000万円以内の課税事業者に限り恒久措置とすることが望ましい。 ・平成28年度の財務省の調査では、国内823万事業者のうち53%に当たる436万事業者が個人の免税事業者、9%の74万事業者が法人の免税事業者だった。	つまり、インボイス制度導入により6割の事業者が影響を受けると考えられる。 この6割の事業者に課税の網を掛けることにより、いくらの税収が見込まれるのかは不明だが、全事業者に網を掛けることが公平で平等な税制であるのかには疑問が残る。 この税制は、中小企業潰しによる日本経済への大きな悪影響を及ぼすのではないかと考えられる（銚子）。 ・インボイスを止めて、全社課税にして、後で還付した方がシンプルである（甲府）。 ・次の理由から、税の簡素化との観点から、現在の消費税制には問題がある（甲府）。 ①税の三原則として「公平・中立・簡素」があり、簡素の原則は、税制の仕組みを出来るだけ簡素にし、理解し易いものにすることである。 ②現在の消費税制は、インボイス制度にしても経過措置が幾つもあり、複雑で分かりづらいものとなっており、税の簡素化という観点から問題があるのではないかと考える。 ・インボイス制度の導入に当たっては、次の理由から十分な期間を設け、複数税率の廃止を含め、慎重に検討すべきである（大月）。 ①インボイス制度は、全ての事業者に対して、経理・納税方式の変更を強いるものであると同時に、免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられる恐れがあるとして、敢えて課税事業者になることを選択することが考えられる。 ②その場合、法人に比べて売上の少ない場合が多い個人事業主にとっては、消費税の納税額は決して少くない負担となり得ることは確実である。 ③また、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあることから、免税事業者の要件を満たしている世の中のフリーランス・個人事業主の殆どの免税事業者は、このままだと適格請求書が発行できず廃業や仕事を失うリスクがあるという問題点がある。 ④長年にわたり、帳簿及び請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着しており、インボイス制度の導入に当たっては、十分な期間を設け、複数税率の廃止を含め、慎重に検討すべきである。	
(3)	免税事業者制度	・次の理由から、免税事業者の水準を1,000万円以下から3,000万円以下に引き上げる（江戸川南）。事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である。	
(4)	簡易課税制度	・次の理由から、「95%ルール」や、課税売上高5億円以下の事業者限定を撤廃して頂きたい（江戸川南）。事務作業が複雑になり、コストも掛り中小事業者にはかなりの重負担である。	
(5)	輸出品販売場における免税制度	・今後のインバウンド市場の更なる活性化を見据え、免税手続のより一層の簡素化と免税店の税務リスク軽減に繋がるような抜本的な制度の見直しを含む制度改善の検討を行うべきである。更に、更新制の導入等により、許可された免税店の適正管理が行われ、分かり易い制度運用に繋がるような措置を行うべきである（全国免税店協会）。	
(6)	消費税の廃止	・次の理由から、消費税は廃止すべきである（甲府）。	

項 目	意 見 ・ 要 望	項 目	意 見 ・ 要 望
3 個別消費税 (1) 石油関係諸税、二重課税の解消	①課税事業者か、そうでないかは、ネットで公表されているが、本店だけなので、店舗が複数ある所だと、見分けが付かない。特にフランチャイズで同一の看板で別の企業が店を出している場合などは、見分けられない。 ②個人事業主に対する説明不足で、「良く分からない、知らないからそのまま」という人が殆どである。インボイス制度や手続方法について、しっかりと周知してから行うべきである。 ③このままでは、10月そして来年の確定申告する人、10月以降に決算をする企業が困窮する。 ④そもそも値上げラッシュなのだから、消費税は廃止すべきである。消費税廃止により、給料、年金等が全て10% UPすることと同等になる。	(執行関係) 1 滞納防止	・次の理由から、消費税の滞納未然防止対策及び滞納額の早期解消・整理取組強化の徹底を要望する(大月)。 ①国の税金の中で滞納している税金は、消費税が額・率ともに最も高い割合となっている。滞納になる原因は色々あるとしても、消費者から預かった消費税が国庫に納められずに流用されてしまっているという状況は許し難いものである。 ②新型コロナウイルスの影響による納税特例猶予制度の適用により、滞納額自体は減少にあるものの、今後は景気低迷による倒産等が予想されることから、滞納が増える恐れがあるという指摘もある。滞納を看過することは消費税に対する国民の信頼を損なうことになりかねず、消費税滞納への対策強化を講じて頂きたい。
	・消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税について長年問題視されているにも拘わらず、未だに見直しがされていない。これらは、課税の公平性をないがしろにし、また、国民に強い負担を強いていることから、即時に下記の二重課税の解消を図るべきである(荒川)。 ①印紙税 ②油脂類に係る税(揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等) ③酒税、たばこ税、ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等 ・次の理由から、揮発油税・軽油引取税の暫定税率の廃止及び二重課税の解消を要望する(大月)。 ①揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、1974年にはガソリン1ℓ当たり本則税率28.7円に25.1円を加えた53.8円の暫定税率が続いている。 ②本来、時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたっており、そもそも道路特定財源であったにも拘わらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われているのが現状である。 ③更に消費税が導入されて以降は、この揮発油税に消費税/5.4円が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1ℓ当たり32.1円が課せられている。 ④近年の原油価格高騰はロシアのウクライナ侵攻後、更に拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、政府は石油元売り各社に「ガソリン補助金」を支給することでガソリン価格を維持する政策を取っているが、クルマの利用者からは「税金を原資に石油元売り各社に補助金を出すくらいだったら、ガソリンに係る税金そのものを減税して欲しい」という声が多い。 ⑤よって、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率は即刻廃止するとともに、揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する ・自動車用燃料の天然ガスに対する石油ガス税は無税となっていることや、TAX ON TAXの是正の観点から、自動車燃料用のLPガスに課税されている石油ガス税を廃止すべきである。(石油ガス部会/一般社団法人東京都LPガススタンド協会。以下同じ) ・天然ガス自動車と同様になるように、LPガス自動車(バイフューエル車を含む)に係る ①自動車取得税に代わる環境性能割の非課税措置(地方税) ②自動車重量税の免税措置(国税) ③自動車税の軽減措置(地方税)を要望する。(石油ガス部会)	2 租税教育 <	

「税の標語」の表彰等について

局間連の「税の標語」の募集は、平成6年度から実施し、平成15年から一般財団法人大蔵財務協会より後援をいただくとともに、平成30年度からは国税庁からの後援もいただき、昨年9月10日募集期限として第30回目の募集を行いました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症がようやく減少傾向の中、全間連は前年度（478,206点）より23,383点多い501,589点の応募となり、3年振りに50万点に回復しました。

この内、東京局間連の応募点数は、昨年度より13,050点増加し、195,590点の応募となっています。

この東京局間連の「税の標語」の応募点数を都県別に見ますと、次のようになっています。

「税の標語」の応募状況

区分	令和4年度		令和3年度	
	応募点数	構成比	応募点数	構成比
	点	%	点	%
東 京	121,107	61.9	111,791	61.20
神奈川	24,146	12.3	22,665	12.4
千 葉	42,254	21.6	41,040	22.5
山 梨	8,083	4.1	7,044	3.9
計	195,590	100	182,540	100
全間連	501,589	(39.0)	478,206	(38.2)

(注)「全間連」欄の構成比（ ）内の数値は、全間連の応募点数の中に占める当局間連の応募点数の構成比である。

本年の「税の標語」の応募期限は例年どおり9月10日で変更はありません。

平成30年2月から「国税庁の後援名義の使用許可」をいただいていることから、募集の依頼文書には、「国税庁のご支援をいただいている事業である」旨も、必ず、明記するようにしてください。

「税の標語」の募集活動は、中学校等に働きかけ、夏休みの課題等として、学校ぐるみで応募するところが多いのですが、その際に、この「税の標語」の募集活動は、国税庁の後援の下に実施している旨を説明することにより、効果的な応募活動ができるものと期待しています。

「税の標語」につきましては、優秀作品の表彰などの制度がありますが、その内容は次のようになっています。

(1) 優秀作品の表彰

「税の標語」につきましては、優秀作品としまして、全間連で300点、東京局間連で150点を優秀作品として選考し、副賞（図書カード）をつけて表彰しています。

① 全間連の表彰

最優秀作品	1点	(10,000円)
優秀作品	4点	(5,000円)

佳作	10点	(3,000円)
入選	285点	(1,000円)

② 東京局間連の表彰

最優秀作品	1点	(10,000円)
優秀作品	4点	(5,000円)
佳作	10点	(3,000円)
入選	135点	(1,000円)

このほか、間税会により、間税会会長賞、税務署長賞、県知事賞、市区町村長賞などの表彰をしているところも多く見受けられます。

(2) 募集数の多い間税会の表彰

全間連では、23年度から、①応募数の多い間税会上位5会と、②応募数を大幅に伸ばした間税会5会を、表彰することといたしました。

この表彰は、例年全間連の総会場で行われますが、昨年の四国大会は中止になりました。

表彰されます当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

なお、①の表彰と②の表彰はダブらないこととし、また、①の表彰は1回限りとしている。

① 応募数の多い間税会

世田谷 間税会	(応募点数 3,716点)
玉 川 間税会	(応募点数 2,854点)

② 応募数を大幅に伸ばした間税会

町 田 間税会	(増加点数 1,940点)
---------	---------------

(3) 活性化等推進費の支給

「税の標語」を100点以上募集をした間税会には、全間連から活性化等推進費として報奨金が支給されます。

支給基準

100～1,000点未満	1万円
1,000～3,000点未満	2
3,000～5,000点未満	3
5,000点以上	4

なお、昨年、この報奨金の支給対象となった当連合会傘下の間税会は、次のとおりです。

令和4年度の活性化推進費の支給対象

間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)	間税会	応募数 (点)	支給金額 (万円)
麴 町	468	1	中 野	1,063	2	東 村 山	14,618	4	小 計	24,080	29
神 田	964	1	杉 並	874	1	武 蔵 野	1,051	2	千 葉 東	2,328	2
日 本 橋	319	1	荻 窪	4,019	3	武蔵府中	2,550	2	千 葉 西	6,218	4
京 橋	688	1	練 馬 東	6,280	4	小 計	121,080	99	千 葉 南	2,085	2
芝	1,311	2	練 馬 西	3,608	3	横 浜 中	644	1	成 田	4,546	3
麻 布	2,401	2	豊 島	2,701	2	横 浜 南	868	1	松 戸	3,869	3
小 石 川	5,163	4	荒 川	3,334	3	保土ヶ谷	1,291	2	柏	361	1
本 郷	2,313	2	足 立	722	1	戸 塚	1,044	2	市 川	511	1
上 野	1,626	2	西 新 井	1,414	2	神奈川・港北	1,844	2	船 橋	6,826	4
浅 草	1,087	2	本 所	2,369	2	緑	3,592	3	佐 原	2,278	2
品 川	2,279	2	向 島	1,685	2	鶴 見	447	1	銚 子	1,123	2
荏 原	1,664	2	葛 飾	4,238	3	川 崎 南	1,037	2	東 金	1,653	2
大 森	1,365	2	江戸川北	671	1	川 崎 北	2,487	2	茂 原	2,786	2
雪 谷	839	1	江戸川南	1,301	2	川 崎 西	1,911	2	木 更 津	6,393	4
蒲 田	394	1	江 東 西	1,205	2	横 須 賀	715	1	館 山	1,277	2
世 田 谷	3,716	3	江 東 東	1,389	2	鎌 倉	728	1	小 計	42,254	34
北 沢	5,195	4	青 梅	1,815	2	藤 沢	1,181	2	甲 府	7,867	4
玉 川	2,854	2	八 王 子	6,317	4	平 塚	1,114	2	大 月	216	1
目 黒	2,357	2	日 野	4,057	3	大 和	2,517	2	小 計	8,083	5
渋 谷	1,406	2	町 田	4,109	3	相 模 原	1,778	2	78 (80)	195,497	167
新 宿	537	1	立 川	10,744	4	小 田 原	882	1			

() 内の数字は応募間税会数である

東京局間連の主な動き

(5.1.15 ~ 5.9.5)

1月15日(日)	局間連会報第77号発行	6月5日(月)	山梨県間連総会	甲府
1月16日(月)	全管単位間税会正副会長・青年部長・ 女性部長合同会議	6月20日(火)	第45回青年部・第42回女性部通常総会 第50回通常総会、創立50周年記念式典、 祝賀会	芝公園 芝公園 事務局
1月26日(木)	税制委員会	6月20日(火)	東京都間連総会	芝公園
4月10日(月)	女性部役員会・講演会	6月26日(月)	税制委員会	事務局
4月24日(月)	青年部役員会・研修会	6月26日(月)	神奈川県間連総会	横浜
5月11日(木)	総務委員会	6月29日(木)	千葉県間連総会	千葉
5月12日(金)	広報委員会	8月2日(水)	正副会長・専門委員長合同会議	日本橋
5月15日(月)	会務運営委員会		常任理事会	
5月17日(水)	財務委員会	9月5日(火)	東京国税局幹部(局長出席)と正副会長 との意見交換会	国税局
5月22日(月)	企画会議			
5月24日(水)	正副会長・専門委員長合同会議			
5月24日(水)	常任理事会			

青年部・女性部インタビュー



城南地区連
青年部副部長

小林 真智郎

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：城南地区連青年部副部長を拝命しております小林真智郎と申します。
よろしくお願いいたします。

Q：城南地区連青年部の活動状況と今後の活動への取組みをお聞かせください。

A：城南地区連としては、コロナ禍の影響や青年部が無い単位会も幾つかある等の状況で、現在特設活動はしていませんが、古屋城南地区連青年部長とは副部長として局間連や城南連絡会でご一緒しているので、今後の活動に向けて緊密に連絡を取り合いあっています。

Q：品川間税会（青年部）の活動状況と今後の稼働への取組みについてお聞かせください。

A：当会は井上裕之（やすゆき）会長の方針で青年部、女性部が一体となり総勢35名で青女部として活動している局間連でも珍しい組織だと思います。
私は、2008年に品川法人会青年部会の副部会長をしている時に井上会長から間税会に誘われ入会し、品川間税会に専念することと青年部の抜本的改革を託されました。
当時青年部は名ばかりの存在で、部長以外は誰がいるのかも不明でした。

そこで法人会青年部会の主だったメンバーを品川間税会に新たに迎えて、「研修、懇親、地域密着、会員増強」を活動基本方針にして、青年部を会長直属の機関に変更し会長決裁で自由闊達に動ける組織に改めました。

当初は男性ばかりで活動していましたが、会長の「これからの時代は女性部と共に事業を進めよ」という理念の下、青女合体の青女部が誕生しました。

現在、次代の間税会を担う若手経営者の面々が、様々な活動を通して大好きな酒を酌み交わしながら日々親交を深めています。

昨今のコロナ禍に於いても、「ワクチン打って経済活動」を合言葉に飲食店、ホテル業、旅行業の仲間を助けるため、親会に迷惑が掛からないように「品川やっтарう会」と名を改め、人数制限、時間制限ありの時も定期的にホテルの一室を貸し切り宴席を設け、折々に国内各所を巡る親睦旅行を行いながら、仲間の経済的支援や新たな会員の勧誘に努めて参りました。

令和5年5月末現在会員数355人社を何とかキープ出来ているのも、こうした不断の活動がベースにあつてのことと、いささか自負している次第です。

今年度から手軽に老若男女が楽しめるボウリングを新たなレクリエーションに加えて親会に提案し、従来のゴルフ一辺倒のスタイルを改めようと考えております。

先月行われた通常総会で私は後進に道を譲り、青女部管掌副会長になりました。これからも品川間税会の更なる充実、尚一層の発展、大いなる飛躍のため、会長をお支えしながら微力ながら尽力して参る所存です。

（品川間税会 青女部管掌副会長 小林真智郎）



神奈川県間税会連合会
女性部長

中 込 清 美

Q：本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まず、始めにご挨拶をお願いいたします。

A：神奈川県間連女性部長を仰せつかっております中込清美でございます。
よろしくお願いいたします。

Q：神奈川県間連女性部の活動状況と今後の活動への取組みをお聞かせください。

A：☞インボイスの研修会実施
湯河原にある山翠楼のホテルで一泊二日によりインボイス研修会を実施。講師には横浜南間税会会長山岸さんに依頼。参加者40名

☞アルゼンチンタンゴの夕べの実施
新横浜グレイスホテルにてアルゼンチンタンゴの踊りを鑑賞しながら、懇親会を実施。懇親会前には間税会の説明、単会の部会長紹介。この行事によって、新しく入会なさった方もいらっしやうと報告あり。会員増強のお手伝い 参加者100名

☞神奈川県間税会連合会女性部意見交換会実施

2023年7月7日横浜桜木町駅前ワシントンホテルにて、単会の女性部会長、副部会長限定で意見交換会開催し、各単会報告の内容はコロナ禍で活動は活発的でなかったが、その中でも蚩狩りでの夕べで親睦を深めた単会の紹介、江ノ島水族館見学、懇親会で増強した新会員紹介、刑務所見学と出店で増強活動実施の報告もありましたが、一人会員で頭うちの間税会もあり、今後のテーマだと感じました。しかし、増強に前向きに活動するとともに、今後お互いに行事は共有しようとの意見で会は閉めました。

意見交換会の後の横浜市新庁舎見学、三年前新庁舎になったため素晴らしい施設を見学し、県の職員2名が説明者についていただき参加者満足のお声をいただきました。

☞今後の予定は租税教室の開催

私も小学校に伺って租税教室のお手伝いの経験済ですが、参加者を募り開催の予定。

☞12月昨年と同様にアルゼンチンタンゴの夕べを会員増強目的のための会を実施予定

☞みどり間税会女性部会の活動
クリアファイルの配布実施、親会の行事での合同参加



(令和5年6月20日改選)

役 職		所 属					氏 名	
常任理事		東	京	都	間	連	稲川	一男
"				"			泉澤	公一郎
"				"			小瀧	三貴
"				"			瀧中	仁子
"		神	奈	川	県	間 連	取川	勝幹
"				"			岸藤	昇進
"				"			上村	和子
"				"			井上	旭章
"		千	葉	県	間 連	菅原	老勝	治昭
"				"		海原	野辺	孝夫
"				"		萩山	塚本	福直
"				"		浮本	谷橋	和康
"				"		小武	林川	静男
"		山	梨	県	間 連	瀨口	居美	彰彦
"		映	画	・	演 劇	野武	佐美	朗彦
"		石	油	免	方 指	宇大	本川	宏雄
"		全	長	"	"	長加	藤田	寛一
"				"		芝齋	田水	司子
"		青	務	年	性 局	清金	澤井	幸美
"		女	京	都	免	荒前	島木	充久
"		事				鈴渡	白	力子
"		東				白		よし
"		全						
監 顧	事 問							

役 職		所 属		氏 名	
部 長	副 部 長	城 東	・ 西新井	清 水	洋 子
	"	中 央	・ 麴 町	吉 田	輝 子
	"	中 央	・ 麻 布	池 田	由紀子
	"	城 南	・ 荏 原	池 沼	悦 子
	"	城 南	・ 雪 谷	荒 川	節 子
	"	城 西	・ 練馬東	永 田	房 子
	"	城 西	・ 荻 窪	山 下	民 子
	"	城 東	・ 王 子	山 口	千絵子
	"	西東京	・ 東村山	名 取	三貴子
	"	西東京	・ 八王子	伊 藤	由貴乃
	"	神奈川	・ 緑	中 込	清 美
	"	千 葉	・ 千葉東	高 梨	園 子
	"	千 葉	・ 木更津	梶	義 子
	"	山 梨	・ 甲 府	東 條	初 恵
会 計	監 事	中 央	・ 神 田	石 澤	順 子
相 談	役	中 央	・ 小 石川	渡 邊	美代子
		中 央	・ 芝	白 川	よし子

◆◆◆東京国税局間税会連合会傘下間税会役員名簿◆◆◆

令和5年7月31日現在

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
東京国税局間税会連合会	片岡 直公	齋田 孝司	清水 洋子
東京都間税会連合会	河村 守康	萩原 利光	清水 洋子
中 央 地 区 連	小能 大介	山本 孝広	吉田 輝子
一般社団法人麹町間税会	酒井 富雄	-	吉田 輝子
神 田 間 税 会	石澤長一郎	中 肇	石澤 順子
日 本 橋 間 税 会	山本徳治郎	江波 和夫	原 由美子
京 橋 間 税 会	佐川 良二	宮坂 佳治	落合乃舞子
芝 間 税 会	河村 守康	近藤 久夫	清原由紀子
麻 布 間 税 会	沼生 智	浅野 正義	池田由紀子
小 石 川 間 税 会	堀野 博之	中村 哲也	渡邊美代子
本 郷 間 税 会	圓城寺光男	高橋 義徳	我妻いづみ
上 野 間 税 会	亀山 実	山本 孝広	坂巻とし子
浅 草 間 税 会	吉沼 隆秀	伊石 佳高	坪田美智子
城 南 地 区 連	大塚 繁夫	古屋 博徳	池沼 悦子
品 川 間 税 会	井上 裕之	小林真智郎	山下智栄子
荏 原 間 税 会	小林 孝雄	古屋 博徳	池沼 悦子
大 森 間 税 会	小宮山宜克	林 武宏	藤原弥寿子
雪 谷 間 税 会	黒坂 浩	鈴木 善彦	荒川 節子
蒲 田 間 税 会	萩野 高司	河田 憲三	-
世 田 谷 間 税 会	齋藤 久代	村山 栄治	大貫 正子
北 沢 間 税 会	矢戸 啓昭	小野 和眞	丸山恵美子
玉 川 間 税 会	大塚 繁夫	渡辺 啓介	松浦富士子
目 黒 間 税 会	川邊俊太郎	-	-
澁 谷 間 税 会	千脇 広久	篠崎 隆利	高橋 栄子
城 西 地 区 連	五十嵐良夫	森田 應学	永田 房子
四 谷 間 税 会	佐々 博昭	半澤 泰彦	松本 清美
新 宿 間 税 会	大家 章嘉	森田 應学	松尾 早苗
中 野 間 税 会	福永 俊明	高村 伸彦	三輪喜久子
杉 並 間 税 会	高柳 信男	本田 雄治	中島 紗代
荻 窪 間 税 会	井口 一与	井口 昌美	山下 民子
板 橋 間 税 会	萩原 利光	増渕 千人	船橋 昌子
練 馬 東 間 税 会	峯岸 芳幸	永田 泰造	永田 房子
練 馬 西 間 税 会	鈴木美津恵	山下 嘉正	横山 龍子
豊 島 間 税 会	稲川 一	-	-
城 東 地 区 連	栗原 正雄	杉山 隆嘉	山口千絵子
王 子 間 税 会	片桐 俊一	羽重 遼三	山口千絵子
荒 川 間 税 会	栗原 正雄	平岩 隆宏	明城ミヨ子
足 立 間 税 会	齋賀 正信	田中 慎也	牛島 珠美
NPO法人西新井間税会	小林 満	島倉 和樹	田中 恵
本 所 間 税 会	関根 好恵	松元 徹	大澤 悦子
向 島 間 税 会	小菅 崇行	-	-
葛 飾 間 税 会	瀧澤 一郎	中山 隆	千葉 道恵
江戸川北 間 税 会	黒沼 成身	市丸 庸夫	加藤美枝子
江戸川南 間 税 会	森田 知行	田中 龍介	荒井 香名
江 東 西 間 税 会	杉山 隆嘉	杉山 隆嘉	山本 春美
江 東 東 間 税 会	菅野 潔	-	-
西 東 京 地 区 連	中澤 洋	櫻井 大記	名取三貴子

団 体 名	会 長	青年部長	女性部長
青 梅 間 税 会	田村 実	田村 太一	-
八 王 子 間 税 会	青木 訓行	-	伊藤由貴乃
日 野 間 税 会	中澤 洋	倉林 弘明	藤林 和子
町 田 間 税 会	矢沢きよみ	木目田 淳	-
立 川 間 税 会	中山 賢一	-	岡本 直美
東 村 山 間 税 会	名取三貴子	山寄 正樹	白石 和子
武 蔵 野 間 税 会	荒井 弘美	櫻井 大記	大森絵美子
武蔵府中 間 税 会	田中 伸弥	-	鳩山 恵子
神奈川県間税会連合会	藤本 秀明	安達 弘樹	中込 清美
横 浜 中 間 税 会	六川 勝仁	田中孝太郎	渡辺 優子
横 浜 南 間 税 会	山岸 幹夫	佐野 和弘	高田テルヨ
保土ヶ谷 間 税 会	遠藤 昇	工藤 樹	齋藤ミサ子
戸 塚 間 税 会	新福 総一	-	木野 清枝
神奈川・港北 間 税 会	小山 正武	吉藤 朋久	加藤 美幸
緑 間 税 会	平瀬 徹	志村 正泰	金松なみえ
鶴 見 間 税 会	川畑 文明	松本 浩史	宮本 弘子
川 崎 南 間 税 会	武藤 聰宏	-	-
川 崎 北 間 税 会	藤本 秀明	齋藤 友嘉	川邊 良子
川 崎 西 間 税 会	伊藤 久史	黒木啓太郎	吉場八重子
横 須 賀 間 税 会	谷中 英司	-	-
鎌 倉 間 税 会	栗原 英信	-	-
藤 沢 間 税 会	村上 進	市川 信治	杉原 栄子
平 塚 間 税 会	三浦 宏晶	-	-
厚 木 間 税 会	大川 隆	-	-
大 和 間 税 会	竹村 和子	安澤 文夫	本多 里美
相 模 原 間 税 会	井上 旭	安達 弘樹	横溝 志華
小 田 原 間 税 会	本多 純二	-	-
千葉県間税会連合会	加藤 憲一	小林 康男	高梨 園子
千 葉 東 間 税 会	今野 文明	長坂 圭将	高梨 園子
千 葉 西 間 税 会	菅原 章	中野 祐治	-
千 葉 南 間 税 会	小宮 善一	石橋 孝	高澤 和枝
成 田 間 税 会	海老原勝治	夏海 優	三橋 恒子
松 戸 間 税 会	山野辺孝夫	芝田 安弘	金子美代子
柏 間 税 会	原 隆志	三塚 真弘	-
市 川 間 税 会	浮谷 直之	北川 善剛	-
船 橋 間 税 会	関根金一郎	永瀬 文明	石井 本子
佐 原 間 税 会	渡邊 澄夫	石橋 武史	藤崎加津代
銚 子 間 税 会	宮内 秀章	-	-
東 金 間 税 会	内山 弘通	四之宮一夫	佐藤 陽子
茂 原 間 税 会	本橋 和也	中川 雅晃	三枝恵美子
木 更 津 間 税 会	梶 義子	石塚 直人	梶 義子
館 山 間 税 会	本橋 亮一	小林 康男	-
山梨県間税会連合会	上原 勇七	大澤 慶暢	東條 初恵
甲 府 間 税 会	上原 勇七	大澤 慶暢	東條 初恵
大 月 間 税 会	渡辺 昭夫	-	堀内ひさ子
山 梨 間 税 会	武川 静夫	-	-
鰺 沢 間 税 会	一瀬 茂	-	-